

平成 25 年 10 月 15 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一様

名古屋市会議長 藤田 和秀

質問書に対する回答について

名古屋市会では、平成 22 年 3 月 29 日の名古屋市議会基本条例制定に併せ、名古屋市政務調査費の交付に関する条例を改正し、政務調査費・政務活動費の使途の透明性の確保に努めてきたところであります。名古屋市会では、名古屋市議会基本条例及び名古屋市政務調査費・活動費交付に関する条例等の趣旨に従い、政務調査費・政務活動費を適正に活用してきたと考えております。

しかしながら、平成 23 年度に減税日本ナゴヤに対して支給された政務調査費に関しましては、同会派に所属する中村孝道議員が元政務調査補助員への人件費を水増し請求した疑いがあるとの報道があり、議長におきまして、減税日本ナゴヤからの調査報告を受け、9 月 18 日にその調査結果をまとめました。議長といたしましては、調査対象とした政務調査費の支出が適正であったと判断することができないことから、減税日本ナゴヤに対してすみやかに適切な対応をとるよう求めていますが、減税日本ナゴヤにおいて一切の対応が取られていない状況であり、再度適切な対応を取るよう求めているところです。

さらに、減税日本ナゴヤに所属する黒川慶一議員においても、他人の給油したガソリン代を請求したり、事務所家賃の領収書を偽造するといった報道がされており、ガソリン代及び事務所家賃について減税日本ナゴヤは返還の手続きを進めるとしております。

したがいまして、政務調査費・政務活動費に関しましては、まずは、減税日本ナゴヤに関する問題を解決させることを優先させるべきであると考えておりますことから、貴会からの申し入れに対する現時点での回答は以下のとおりとさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

1 事務所家賃の支払い先名、事務所所在地の開示

政務活動費にかかる収支報告書等の開示に当たっては、「名古屋市情報公開条例」の規定により非公開情報に該当する場合を除き、開示をしており、適正な運用を行っているところであります。

2 人件費情報の開示

政務活動費にかかる収支報告書等の開示に当たっては、「名古屋市情報公開条例」の規定により非公開情報に該当する場合を除き、開示をしており、適正な運用を行っているところであります。

3 現金出納簿の開示

会計帳簿については、平成 22 年 4 月 12 日の最高裁判所の決定にもありますとおり、各会派が議長等による事情聴取に対し確実な証拠に基づいてその説明責任を果たすことができるよう基礎資料を整えておくことを求めたものであり、会派外部の者による調査等の際にこれらの書類を提出させることを予定したものではありません。

4 ネットでの使途記載について

政務活動費の領収書等の CD 化については、紙媒体の領収書等のデータ化を行わなければなりません。この作業は外部に委託を行わなければならず、これまでよりかなり日数がかかることとなります。また外部委託にかかる費用も必要であります。CD 化について、すぐに対応することは困難であると考えます。

5 政務活動費を支出した活動報告書の開示

活動報告書及び視察報告書については、各会派が議長等による事情聴取に対し確実な証拠に基づいてその説明責任を果たすことができるよう基礎資料を整えておくことを求めたものであり、会派外部の者による調査等の際にこれらの書類を提出させることを予定したものではありません。

しかしながら、議会基本条例には「政務活動費については、使途の透明性を確保するために、領収書等の証拠書類を公開するとともに、政務活動費による活動の成果を市民へ報告するよう努める」とあり、この条例の趣旨を踏まえ、各議員は本会議・委員会質疑や予算要望といったあらゆる機会をとらえ、その成果に繋げているところであり、今後も引き続き政務活動費による活動の成果を市民へ報告することに努めてまいります。

平成 25 年 10 月 15 日

名古屋市民オンブズマン

代表 滝 田 誠 一 様

自由民主党名古屋市会議員団
団長 伊神邦彦

質問書に対する回答について

1 事務所家賃の支払い先名、事務所所在地の開示について

事務所家賃の支払い先名、事務所所在地の開示については、「名古屋市情報公開条例」の規定に基づき、適切に運用されているものと考えております。

2 人件費情報の開示について

人件費情報の開示については、「名古屋市情報公開条例」の規定に基づき、適切に運用されているものと考えております。

3 現金出納簿の開示について

会計帳簿については、平成 22 年 4 月 12 日の最高裁判所の決定にもあるとおり、会派が議長等の事情聴取に対し確実な証拠に基づいてその説明責任を果たすことができるようにはその基礎資料を整えておくことを求めたものであり、外部の者による調査等の際に提出することを予定したものではありません。

4 ネットでの使途記載について

現在の紙媒体の領収書等をデータ化するためには、外部委託を行わなければならず、閲覧の準備にこれまでより多くの日数がかかること、また外部委託による費用も発生することから、ネットでの公開、CD での開示については、現時点で対応することは困難であると考えます。

5 政務活動費を支出した活動報告書の開示について

政務活動にかかる報告書については、会派が議長等による事情聴取に対し確実な証拠に基づいてその説明責任を果たすことができるようにはその基礎資料を整えておくことを求めたものであり、外部の者による調査等の際に提出することを予定したものではありません。

当会派といたしましては、名古屋市会政務活動費の交付に関する条例等の規定に基づき、今後も適正な運用に努めてまいります。

回答用紙

10月15日（火）までにFAX052-953-8050にてご回答ください。

会派名 減税日本ナゴヤ 回答日 10月 15 日

1 事務所家賃の支払い先名、事務所所在地の開示

別紙添付にて。

2 人件費情報の開示

3 現金出納簿の開示

4 ネットでの使途記載について

5 政務活動費を支出した活動報告書の開示

ありがとうございました。

別紙

1. 議員が事務所を賃借した場合には、どこに事務所を賃借し、誰に賃料を支払ったかを開示するように、今後条例等の改正に努めたいと考えております。
2. 政務活動費受領者の氏名の開示するように、今後条例等の改正に努めたいと考えております。
3. 今後条例等の改正に努めるとともに自主的に開示することを検討しております。
4. 今後条例等の改正に努めるとともに自主的に開示することを検討しております。
5. 政務活動費の支出が活動内容に見合うものであったかを市民の皆様が知ることができるようにすることは重要と考えておりますが、その具体的な方策については、今後検討していきます。

※追記

第一項目及び第二項目について

これまでの事務所家賃支払い先名及び人件費情報の開示に関しては、開示することを契約上明記してこなかったため、相手方に拒否される可能性があります。しかしながら、今後の方針に関して、公開すべきだとの立場をとります。

平成 25 年 10 月 15 日

減税日本ナゴヤ 団長 園田晴夫



平成 25 年 10 月 15 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝 田 誠 一 様

公明党名古屋市会議員団
団長 福 田 誠 治

質問書に対する回答について

政務活動費は市民の税金によって賄われているものであって、当会派は政務活動費（政務調査費）の交付に関する条例等に基づき、適正な運用に努めてきたところです。

1. 事務所家賃の支払い先名、事務所所在地の開示

政務活動費にかかる領収書等は、「名古屋市情報公開条例」の規定により非公開情報に該当する場合を除き開示しており、事務所家賃の支払先名等を全て開示することは、個人情報保護の観点からも適当でないと考えております。

2. 人件費情報の開示

政務活動費にかかる領収書等は、「名古屋市情報公開条例」の規定により非公開情報に該当する場合を除き開示しており、人件費の支払い対象者の氏名を開示することは、個人情報保護の観点からも適当でないと考えております。

3. 現金出納簿の開示

領収書等は全て閲覧に供されており、現金出納簿（名古屋市の場合は、会計帳簿）は、各会派が、議長等による事情聴取に対し説明責任を果たすことができるよう、基礎資料として整えておくことが求められているものであり、外部の者に提出することを予定したものではありません。

4. ネットでの使途記載について

ネットでの公開や CD での開示には、紙媒体の領収書等のデータ化を行うため、外部委託のための費用や期間が必要となることが課題と考えます。

5. 政務活動費を支出した活動報告書の開示

活動報告書及び視察報告書については、各会派が、議長等による事情聴取に対し、説明責任を果たすことができるよう、基礎資料として整えておくことが求められているものであり、外部の者に提出することを予定したものではなく、また、全て開示することによって、今後会派が行う議会活動や政務活動に支障を及ぼすことも考えられます。

当会派では、政務活動費による活動の成果を本会議や委員会の質疑、会派による予算要望といった機会をとらえ、その成果に繋げております。

平成 25 年 10 月 15 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田誠一 様

民主党名古屋市会議員団
団長 うかい春美

10 月 1 日付でご質問のございました件につきまして、下記の通り回答申し上げます。

1 事務所家賃の支払い先名、事務所所在地の開示

名古屋市情報公開条例に則り、適正に運用すべきものと考えております。なお、事務所所在地につきましては、各所属議員がそれぞれ公表し政務活動等を進めております。

2 人件費情報の開示

名古屋市情報公開条例に則り、適正に運用すべきものと考えております。

3 現金出納簿の開示

最高裁判例も示す通り、会計帳簿は会派外の方の調査等を想定して作成しているものではありません。またその開示は、現在開示している領収書等の情報を超えるものではないと考えております。

4 ネットでの使途記載について

開示されている領収書等は 2 万枚を超えており、改めて CD 化することにつきましては、時間的な問題や費用対効果等の課題が大きく、現状は困難であると考えております。

5 政務活動費を支出した活動報告の開示

名古屋市議会基本条例の趣旨を踏まえ、議会における質問、意見書提出、各方面への要望活動等、さまざまな機会を通じて成果を活用し、市民の皆様にご理解いただけるよう努力してまいります。

平成 25 年 10 月 15 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

新 政 会
団 長 山 寄 正 裕

質問書に対する回答について

平成 25 年 10 月 1 日付けで貴殿より頂きました質問書につきまして、以下の通り回答させて頂きます。

1. 事務所家賃の支払い先名、事務所所在地の開示について

政務活動費で支出した事務所家賃の支払い先が記載されている書類として、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類（以下「領収書等」）が挙げられます。領収書等はその写しが、名古屋市会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」）第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定により非公開情報（名古屋市情報公開条例（平成 12 年名古屋市条例第 65 号）第 7 条第 1 項に規定する非公開情報をいう。）が記録されている部分を除いて閲覧に供されていると認識しております。

2. 人件費情報の開示について

政務活動費で支出した人件費の受領者が記載されている書類として、領収書等が挙げられます。領収書等はその写しが、条例第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定により非公開情報が記録されている部分を除いて閲覧に供されていると認識しております。

3. 現金出納簿の開示について

ご指摘を頂いた政務活動費条例には、現金出納簿（会計帳簿）の作成義務づけは規定されておりません。政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者に対する会計帳簿の調製を義務づけたものとしては、名古屋市会政務活動費の交付に関する規則（以下「規則」）第 6 条第 2 項の規定が挙げられますが、平成 22 年 4 月 12 日最高裁決定にもあります通り、会派の経理責任者に会計帳簿の調製を義務付けているのは、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、各会派の代表者らが議長等による事情聴取に対し確実な証拠に基づいてその説明責任を果たすことができるよう、その基礎資料を整えておくことを求めたものであり、会派外部の者による調査等の際にこれらの書類を提出させることを予定し

たものではないと認識しております。

4. ネットでの使途記載について

政務活動費に係る収入及び支出の報告書及び領収書等については、条例第7条第2項及び第3項、並びに名古屋市会政務活動費の收支報告書等の閲覧に関する規程に基づき閲覧に供されているところであり、現段階において運用は適正に行われているものと聞いております。

5. 政務活動費を支出した活動報告書の開示について

前述の最高裁決定における多数意見及び少数意見の双方が指摘している通り、活動報告書や視察報告書などの政務活動に係る報告書（以下「報告書」）は、個々の政務調査費の支出について、当該支出に係る調査研究活動をした議員の氏名、当該議員が用いた金額やその使途、主な調査内容等が具体的に記載されるものであり、これが開示された場合には、所持者である会派及びそれに所属する議員の調査研究活動の目的、内容等を推知され、その調査研究活動が執行機関や他の会派等からの干渉によって阻害されるおそれがあると考えられます。また報告書には、調査研究活動に協力するなどした第三者の氏名等が記載されている蓋然性が高く、これが開示されることで、以後の調査研究活動への協力が得られにくくなつて支障が生ずるばかりか、その第三者のプライバシーが侵害されるなどのおそれもあることから、報告書の開示によって看過し難い不利益が生ずるおそれがあると認識しております。

しかし、名古屋市議会基本条例は「政務活動費については、使途の透明性を確保するために、領収書等の証拠書類を公開するとともに、政務活動費による活動の成果を市民へ報告するよう努める（第17条第1項）」と規定しているところであります、この条例の趣旨を踏まえて、我が会派の所属議員は、本会議や委員会における質問・質疑、要望活動等あらゆる機会を捉えて、その成果につなげているところであります。

今後も、我が会派としては引き続き政務活動費による活動の成果を市民へ報告する所存であります。

以上

市民オンブズマンへの回答

会派名 日本共産党名古屋市会議員団

回答日 10月 15日

1 事務所家賃の支払い先名、事務所所在地の開示

日本共産党名古屋市議団は、地元事務所所在地を開示しており、事務所所在地の開示に賛同します。
地元事務所家賃の支払い先名は、大家さんの了解をえて開示します。

2 人件費情報の開示

人件費情報の開示に賛同します。

日本共産党名古屋市議団は、議員の地元事務所にかかる人件費には政務活動費（以前は政務調査費）をつかっていません。

私たちが政務活動費から人件費を支払う対象は、市議団控室にて政務活動のみをおこなう事務局員（現在3名）です。その氏名は、政務活動補助員として会派に登録されていて氏名は明確です。

また、日本共産党名古屋市議団事務局として日本年金機構や税務署へも事業所登録され、社会保険料のほか源泉徴収と住民税特別徴収も行われていて氏名は明確です。

3 現金出納簿の開示

現金出納簿の議長への提出に賛同します。

日本共産党名古屋市議団は、領収書以外の帳票類の開示を、これまでにも議長に提案してきました。その立場から、控室でもホームページ上でも、現金出納簿を公開しています。

4 ネットでの使途記載について

政務活動費の全領収書のネット公開(CD化を含む)に賛同します。

日本共産党名古屋市議団は、条例で領収書公開が会派に義務付けられる以前から、控室において、政務調査費の全領収書を公開していました。今後も、政務活動費の使途が明瞭になるよう、議会改革にとりくみます。

5 政務活動費を支出した活動報告書の開示

活動報告書の開示に賛同します。

日本共産党名古屋市議団は、調査、視察、研修のすべてについて、その内容の報告書を作成しています。調査、視察、研修で費用が発生したものは1件ずつ活動報告書を領収書に添付し、2011年度報告からは自主的に議長へ提出しています。そのすべてを領収書とともに公開しています。

地元事務所での活動には、調査、市政の広報、住民からの広聴などの政務活動とともに、市会議員としておこなう政治活動との接点が生じます。そこで、家賃を支払う場合は「政務活動の使途に関する基本指針」にもとづいて按分し、賃料の50%（5万円以内）としています。それ以外の地元事務所経費（事務所人件費、事務所水光熱費、事務所通信費、事務所消耗品費等）には、政務活動費を使っています。

人件費を支給しているのは、政務活動補助員として登録された、控室で業務を行う3名のみで、政務活動（以前は政務調査）のみをおこなうこととしています。勤務実績は出勤簿で管理されています。

以上

回答用紙

10月15日(火)までにFAX052-953-8050にてご回答ください。

会派名 無所属

回答日 10月 17日

- 1 事務所家賃の支払い先名、事務所所在地の開示

開示工ふべき。

- 2 人件費情報の開示

当会派は雇用しておりませんが当然開示すべき。

- 3 現金出納簿の開示

開示工ふべき

領収書を貯けにより且つ

当会派は人づけの支出の透明性を確保により39。

- 4 ネットでの使途記載について

開示がふれい

- 5 政務活動費を支出した活動報告書の開示

開示がふれい

ありがとうございました。

回答用紙

10月15日(火)までにFAX052-953-8050にてご回答ください。

会派名 名石庵組運動の会

回答日 10月18日

1 事務所家賃の支払い先名、事務所所在地の開示

開示する場合は、「名石庵組運動公团条例」の規定変更が必須
であり、現在尚未は無い。(非公团情報に該当する場合を除く)

2 人件費情報の開示

開示する場合は、「名石庵組運動公团条例」の規定変更が必須
であり、現在尚未は無い。

3 現金出納簿の開示

現金出納簿の開示は、外島の者による言同音等の際にこれらを記入してあることを予定したものではあります。

4 ネットでの使途記載について

CD化は、また現金交換することにより、現状困難である。

5 政務活動費を支出した活動報告書の開示

政務活動費を支出した事由が可べしに於ては、
そのごとをなく個人として説明書きなどを記入してあるが、
政務は長期に及んで、成績をあげる事が大半である。
現状困難あります。
ありがとうございました。

平成25年10月18日

名古屋市民オンブズマン

代表 滝田 誠一様

市民クラブ

代表 片桐 栄子

地方分権改革会 代表 宇佐美汝久愛

質問書に対する回答について

政務活動費は、市民の税金によって賄われているものであって、わたくし達会派は政務活動費の交付に関する条例等に基づき、適正な運用に努めてきたところでございます。

事務所所在地においては、市民の皆様が気軽に立て寄って頂けるよう公表し、政務活動等を進めております。

また、今後の政務活動費の情報公開等の仕方についても、議会全体で検討される課題だと考えております。現在のところ、議会としての考え方としては、市会議長から、回答がされていると聞き及んでおります。

オンブズマン様より頂きましたご意見も含め、議会改革推進会議の場等で検討がなされるものと考えておりますし、わたくし達会派と致しましても、申し入れ等の意見表明をしていきたいと存じます。